

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、建設現場において削岩機、バイブレーター等を使用した振動業務に従事し、その後、昭和〇年〇月、A会社に雇用され、平成〇年〇月にB所在のA会社C支店を退職するまでの約47年間、モーターバイク乗車による集配業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「振動障害」と診断された。請求人によれば、平成〇年か平成〇年頃に、肘から手指にかけてしびれ等の症状を感じ始め、次第に症状が強くなってきたという。
- 3 本件は、請求人が振動障害を発症したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、昭和○年○月○日にA会社に雇用されて以降、平成○年○月○日まで集配業務に従事していた。

(2) 請求人は、平成○年○月○日、D医院に受診し「振動障害」と診断されたことから、平成○年○月○日以降のモーターバイク乗車による集配業務が原因となって振動障害を発症したと主張している。

ところで、振動障害の業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準においては、「振動業務に相当期間従事した後に発生した疾病であること」が要件とされ、振動業務とは、チェーンソー等の振動工具を取り扱う業務とされている。

この点、請求人は、モーターバイクは振動工具に該当すると主張しているが、モーターバイクについては、エンジン回転による一定の振動が生じることは想定されるものの、少なくとも通常の道路走行時に前輪のハンドルを保持する上肢に著しい振動を与えるものとは考え難く、モーターバイクを振動工具と認めることはできない。したがって、請求人は振動業務に相当期間従事したとは認められず、請求人に発症した疾病（以下「本件疾病」という。）を認定基準上の振動障害と認めることはできない。

(3) したがって、当審査会としても、本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできないことから、監督署長が休業補償給付を支給しないとした本件処分は、その限りにおいて妥当であると判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右

するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。